

# 米津老人保健施設 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人米津会が開設する介護老人保健施設「米津老人保健施設」(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 米津老人保健施設
- ② 所在地 西尾市桜町4丁目31番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
医師 1名以上  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上  
介護職員 4名以上  
看護職員 1名以上  
歯科衛生士 1名以上  
管理栄養士 1名以上  
従業者は、事業の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月 火 水 木 金 土とする。但し、1月1日から3日まで休業とする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時00分から午後4時10分までとする。

## (通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は40名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練(リハビリテーション)
- ② 入浴(一般浴、機械浴)
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 延長サービス(介護給付)
- ⑦ リハビリマネジメント(介護給付)
- ⑧ 運動器機能向上(介護予防)
- ⑨ 口腔機能向上(介護予防含む)
- ⑩ 栄養改善(介護予防含む)

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 5 km未満 500 円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 5 km以上 1km超す毎に 100 円追加

3 食費は、昼食 950 円を徴収する。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金を徴収する場合がある。但し正当な事由がある場合はこの限りではない。

- ①利用予定日の当日 9:00 までに申し出があった場合 無料
- ②利用予定日の当日 9:00 までに申し出がなかった場合 当日の食事料金の 100%(自己負担相当額)

4 おむつ代は、1枚 30～193 円を希望に応じて徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、250 円を徴収する。教養娯楽費は 100 円を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西尾市(離島、旧幡豆町を除く)、安城市(桜井町、東町、小川町、木戸町、野寺町、藤井町、城ヶ入町、根崎町、東端町、和泉町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6か月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人米津会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則)この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改定:平成24年12月1日から施行する。

改定:平成25年4月1日から施行する。

改定:平成25年12月24日から施行する。

改定:平成26年4月1日から施行する。

改定:平成27年6月1日から施行する。

改定:平成27年12月1日から施行する。

改定:平成28年6月1日から施行する。

改定:平成29年6月1日から施行する。

改定:平成30年6月1日から施行する。

改定:令和元年6月1日から施行する。

改定:令和元年10月1日から施行する。

改定:令和2年6月1日から施行する。

改定:令和3年1月1日から施行する。

改定:令和3年8月1日から施行する。

改定:令和4年10月1日から施行する。

改定:令和6年5月1日から施行する。